

岩手県告示第591号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成30年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成30年8月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
一関市	田村町の一部、大手町の一部、大町の一部、上大槻街の一部、城内、八幡町、新大町、南新町、駅前、字広街、字八幡街、字大槻町、字裏下街、中里字上大林、二番谷起及び糠瀬の各一部、狐禅寺字谷地田、林谷起、石ノ瀬及び中島の各一部
釜石市	橋野町第5地割から第6地割まで、第7地割の一部、第8地割から第9地割まで、第29地割及び第31地割、大字平田第7地割の一部、第8地割及び第9地割
大槌町	金沢第1地割及び第2地割の各一部、小槌第26地割、第29地割及び第31地割の各一部、須賀町、栄町及び大町の各一部

2 調査期間 平成30年7月25日から平成31年3月31日まで